

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 金融商品取引清算機関等（第十九条の四の二 第十九条の四の五）</p> <p>第五章の四 証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）</p> <p>第五章の五 指定紛争解決機関（第十九条の七 第十九条の九）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（投資運用業の範囲）</p> <p>第一条の十一 法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利は、同条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利とする。</p> <p>（金融指標の範囲）</p> <p>第一条の十八 法第二条第二十五項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 行政機関（地方公共団体を含む。）が法令の規定に基づき、又</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）</p> <p>第五章の四 指定紛争解決機関（第十九条の七 第十九条の九）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（投資運用業の範囲）</p> <p>第一条の十一 法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利は、同条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利とする。</p> <p>（金融指標の範囲）</p> <p>第一条の十八 法第二条第二十五項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p>

は一般の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供
する不動産の価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的に
表した数値、不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に
供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の
価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的に表した数値その
他これらに準ずるものとして内閣府令で定める数値

(金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引)

第一条の十八の二 法第二条第二十八項に規定する取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引は、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者(当該業務を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。次条第二号において同じ。)が当該業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となつている取引のうち、当該取引に基づく債務の不履行による我が国の資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するものとする。

(金融商品債務引受業の対象取引)

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はテ

(新設)

(金融商品債務引受業の対象取引)

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はテ

リバティ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 有価証券の貸借(外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者が当該業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となつてゐる貸借のうち、当該貸借に基づく債務の不履行による我が国の資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するものを除き、信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買若しくはデリバティブ取引(前条に定める取引を除く。)又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行つ金融商品又は金銭の授受

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一(十四) (略)

リバティ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 有価証券の貸借(信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行つ金融商品又は金銭の授受

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一(十四) (略)

十五 金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。以下この号において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時まで当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

2・3 (略)

(特別の関係)

第十五条の十 法第二十九条の四第四項第二号（法第三十一条第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一・二 (略)

2・5 (略)

(特定主要株主の子法人等の範囲)

第十五条の十六の二 法第三十二条の二第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者とする。

十五 金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時まで当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

2・3 (略)

(特別の関係)

第十五条の十 法第二十九条の四第四項第二号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一・二 (略)

2・5 (略)

(新設)

一 その子会社等

二 その関連会社等

2 前項第一号の「子会社等」とは、親会社等（他の会社等）（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいう。（によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

3 第一項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等）（前項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。（）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

（不招請勧誘等が禁止される契約）

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、

（不招請勧誘等が禁止される契約）

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、

次に掲げる契約とする。

一 顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（法第二十四条第二号又は第三号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 当事者があらかじめ金融指標（金融商品の価格若しくは金融商品（法第二十四条第三号に掲げるものを除く。）の利率等）同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。以下同じ。）又はこれらに基づいて算出した数値に限る。ロにおいて同じ。）として約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

(1) 金融商品の売買（イ）に掲げる取引を除く。）

顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約とする。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（法第二十四条第二号又は第三号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標（金融商品の価格若しくは金融商品（法第二十四条第三号に掲げるものを除く。）の利率等）同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。以下同じ。）又はこれらに基づいて算出した数値に限る。以下この号において同じ。）として約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 前一号に掲げる取引

(2) イ又はロに掲げる取引

- 二 個人である顧客を相手方として店頭デリバティブ取引を行うこと又は個人である顧客のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約（前号に掲げる契約に該当するものを除く。）
- 2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。

一・二（略）

（特別金融商品取引業者に係る届出を要する総資産基準額）

- 第十七条の二の二 法第五十七条の二第一項に規定する政令で定める金額は、一兆円とする。

（特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限）

- 第十七条の二の三 法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、一月（同項第二号に掲げる書類のうち、四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月）とする。ただし、特別金融商品取引業者（同項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の親会社（同条第八項に規定する親会社をいう。以下この章において同じ。）が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日（同条第二項に規定する届出日をいう。以下この章

- 2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。

一・二（略）

（新設）

（新設）

において同じ。() から起算して三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

2 法第五十七条の二第三項に規定する政令で定める期間は、一月(同条第二項第二号に掲げる書類のうち、四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるところにあつては、三月)とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出口以後親会社があることとなつた日から起算して三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

3 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月(四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である書類として内閣府令で定めるものにあつては、三月)とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期(同項に規定する四半期をいう。第十七条の二の七第三項及び第十七条の二の十一第三項において同じ。)経過後三月以内に当該書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(特別金融商品取引業者に係る子法人等の範囲)

第十七条の二の四 法第五十七条の二第九項に規定する政令で定める要件に該当する者は、第十五条の十六の二第一項各号に掲げる者とする。

(新設)

(特別金融商品取引業者の事業報告書の提出に係る経過期間等)

第十七条の二の五 法第五十七条の三第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(新設)

2 法第五十七条の三第三項の規定による命令は、当該規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

(特別金融商品取引業者の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間)

第十七条の二の六 法第五十七条の四に規定する届出日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

(新設)

2 法第五十七条の四に規定する毎事業年度経過後政令で定める期間は、四月とする。

(特別金融商品取引業者の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に係る経過期間)

第十七条の二の七 法第五十七条の五第二項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(新設)

2 | 法第五十七條の五第三項に規定する届出日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

3 | 法第五十七條の五第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、二月とする。

(指定親会社による書類の届出期限)

第十七條の二の八 法第五十七條の十三第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(新設)

(最終指定親会社の事業報告書の提出に係る経過期間等)

第十七條の二の九 法第五十七條の十五第一項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

(新設)

2 | 法第五十七條の十五第三項の規定による命令は、当該規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

(最終指定親会社の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間)

第十七條の二の十 法第五十七條の十六に規定する最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

(新設)

2 | 法第五十七條の十六に規定する毎事業年度経過後政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社(法第五十七條の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。次条第三項及び第十七條の二の十二第二項において同じ。)が、その本国の

法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後四月を経過した日から法第五十七条の十六の説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に係る経過期間)

第十七条の二十一 法第五十七条の十七第二項に規定する政令で定める期間は、一月とする。

2 法第五十七条の十七第三項に規定する最終指定親会社になつた日から起算して政令で定める期間は、一月とする。

3 法第五十七条の十七第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、二月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して二月を経過した日から同項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(外国会社に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第十七条の二十二 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合について、法の規定の適用に当たつての法第五十七条の二十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

(新設)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条の十三第二項第二号	定款、登記事項証明書	定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる事務所の登記事項証明書
第五十七条の十八第一項第二号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき
第五十七条の十八第二項第二号	指定親会社を代表する役員	指定親会社の役員
第五十七条の十八第二項第二号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
その破産管財人	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当	

第五十七条の十 八第二項第四号	その清算人	する者
	その清算人又は本店の所在 する国において清算人に相 当する者	

2 最終指定親会社が外国会社である場合における法第五十七条の十
五第一項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは
、「三月以内（当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行そ
の他やむを得ない理由により、その事業年度経過後三月以内に事業
報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令
で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間内）」とす
る。

第五章の三 金融商品取引清算機関等

(新設)

(金融商品取引清算機関の最低資本金の額)

第十九条の四の二 法第五十六条の五の二に規定する政令で定める

(新設)

金額は、十億円とする。

(特別の関係にある者)

第十九条の四の三 法第五十六条の五の三第二項第二号に規定する

(新設)

政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者とす
る。

一 共同で金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商

- 品取引所である場合を除く。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第五十六條の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は当該金融商品取引清算機関の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係
- 二 夫婦の関係
- 三 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係
- 四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係
- 2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
- 3 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。
- 4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。
- 5 第四條の四第三項の規定は、第一項第三号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同條第三項中「第四百七十七條第一項又は第百

四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定は、法第百五十六條の五の十一において法第百五十六條の五の三第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「保有し」とあるのは、「取得し、若しくは保有し」と読み替えるものとする。

（免許申請者の金融商品債務引受業に関する経験年数の要件）

第十九條の四の四 法第百五十六條の二十の四第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

2 法第百五十六條の二十の四第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから経過した期間を免許申請者が当該業務を開始してから経過した期間とみなして免許申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

- 一 免許申請者に合併された者
- 二 分割により免許申請者に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者
- 三 免許申請者に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一

（新設）

部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（連携清算機関等の金融商品債務引受業に関する経験年数の要件）

第十九条の四の五 法第百五十六条の二十の十八第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

（新設）

2 法第百五十六条の二十の十八第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから経過した期間を連携清算機関等（同条第一項第一号に規定する連携清算機関等をいう。以下この項において同じ。）が当該業務を開始してから経過した期間とみなして連携清算機関等の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一 連携清算機関等に合併された者

二 分割により連携清算機関等に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三 連携清算機関等に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第五章の四 証券金融会社

第五章の三 証券金融会社

第五章の五 指定紛争解決機関

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の二 法第九十四條の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一〇 (略)

十二 法第五十六條の十七の規定による法第五十六條の二の免許の取消し及び法第九十四條の七第二項の規定による法第五十六條の十九第一項の承認の取消し

十三・十四 (略)

十四の二 法第五十六條の二十の二の規定による免許

十四の三 法第五十六條の二十四の規定による法第五十六條の二十の二の免許の取消し

十四の四 法第五十六條の二十の十六第一項の規定による認可

十四の五 法第五十六條の二十の二十及び法第五十六條の二十の二十二の規定による法第五十六條の二十の十六第一項の認可の取消し

十五・十六 (略)

十七 法第九十四條の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十八号の二、第三十八号の三、第三十八号の六、第三十八号の七、第三十九号及び第四十号の規定による通知

第五章の四 指定紛争解決機関

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の二 法第九十四條の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一〇 (略)

十二 法第五十六條の十七の規定による法第五十六條の二の免許の取消し

十三・十四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十五・十六 (略)

十七 法第九十四條の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四十号の規定による通知

られる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るものを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。)の本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。)の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

一〇九 (略)

十 法第五十七条の二第七項の規定による特別金融商品取引業者で

ある旨の付記

十一 法第五十七条の八第一項の規定による登録の抹消及び同条第

二項の規定による特別金融商品取引業者である旨の付記の抹消

十二・十三 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るものを除く。)は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者(法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。)の本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。)の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

一〇九 (略)

(新設)

(新設)

十・十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届

許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。) は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二五 (略)

3 (略)

4 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者(以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。)に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の第一項の規定による権限(第三十八条の第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)については、当該支店等(特別金融商品取引業者の子会社等(法第五十七条の第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の第二項並びに第四十四条第五項及び第二十項において同じ。)を含む。次項において同じ。)の所在地(当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域

出者に係るものを除く。) は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇二五 (略)

3 (略)

4 第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は特例業務届出者に係る同項第十二号に掲げる権限で、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地(当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合に於ては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特別金融商品取引業者等の本店等（取引所取引許可業者にあつては、国内における代表者。以下この項並びに第四十四条第三項及び第四項において同じ。）又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6・7（略）

（金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に於ては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十二条第一項（法第三十二条の四及び第五十七条の二十）の規定による対象議決

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者の本店等（取引所取引許可業者にあつては、国内における代表者。以下この項並びに第四十四条第三項及び第四項において同じ。）又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6・7（略）

（金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に於ては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十二条第一項（法第三十二条の四）において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理

権保有届出書の受理

- 二 法第三十二条第三項並びに第三十二条の三第一項（法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による届出の受理
- 三 法第五十六条の二第二項及び第五十七条の二十六第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 2 長官権限のうち法第三十二条の二第一項（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項の規定による命令の権限（特別金融商品取引業者及び金融庁長官の指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。
- 3 （略）
- 4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者、法第五十六条の二第一項に規定する持株会社又は指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）の主要株主（法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。）の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在

- 二 法第三十二条の三（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- 三 法第五十六条の二第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 2 長官権限のうち法第三十二条の二（法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。
- 3 （略）
- 4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者又は法第五十六条の二第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

。 地が国外にある場合にあっては関東財務局長）も行うことができる。

（指定親会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の二 長官権限のうち法第五十七条の二十三の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）で指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあっては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定親会社の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

第四十三条の二（略）

（新設）

第四十三条の二（略）

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項の規定は、特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における前三項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者又は特例業務支店等」と、「関するもの」とあるのは「関するもの及び長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の十第一項の規定による権限」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該対象支店等」とあるのは「当該対象支店等(特別金融商品取引業者の子会社等を含む。次項において同じ。)()」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

業者若しくは特例業務届出者」と、第三項中「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の対象支店等」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6
17 (略)

18 長官権限のうち第三十八条の第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の二十三の規定による権限で指定親会社の指定親会社支店等に関するものについては、当該指定親会社支店等の所在地（当該指定親会社と取引をする者又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

19 前項の規定により指定親会社の指定親会社支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定親会社の本店若しくは主たる事務所又は当該指定親会社支店等以外の指定親会社支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該指定親会社支店等以外の指定親会社支店等に対し、検査等を行うことができる。

6
17 (略)

(新設)

(新設)

20 前二項に規定する「指定親会社支店等」とは、指定親会社の本店

又は主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者をいう。

(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第五十七条の二十六第二項、第六十三条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十六及び第六十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者(特別金融商品取引業者及び委員会が指定する金融商品取引業者を除く。)(の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

(新設)

(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第六十三条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十六及び第六十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者(委員会が指定する金融商品取引業者を除く。)(の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3
5
(略)

3
5
(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号。次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(特別の関係にある者に関する規定の準用)

第二条 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第十九条の四の三第一項から第五項までの規定は、改正法附則第四条第三項において改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五百五十六条の五の三第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。